

別表第3（第7条関係）

1 補助要件	2 補助基準額
(1) 第4条各号の要件の全てを満たすこと。	月額 10,000 円
(2) (1)に加えて、申請日時点で、介護福祉士に係る実務者研修を修了していること。	月額 15,000 円 ((1)の補助基準額に 5,000 円を加算)
(3) (2)に加えて、申請日時点で、介護福祉士資格を有していること。	月額 20,000 円 ((1)の補助基準額に 10,000 円を加算)

※1 補助要件が変更になったときは、変更になった日の属する月分から補助基準額を変更する。

※2 介護福祉士養成施設及び福祉系高等学校を卒業（修了）する等、介護福祉士国家試験の受験資格を有するときは、実務者研修を修了しているものとみなす。